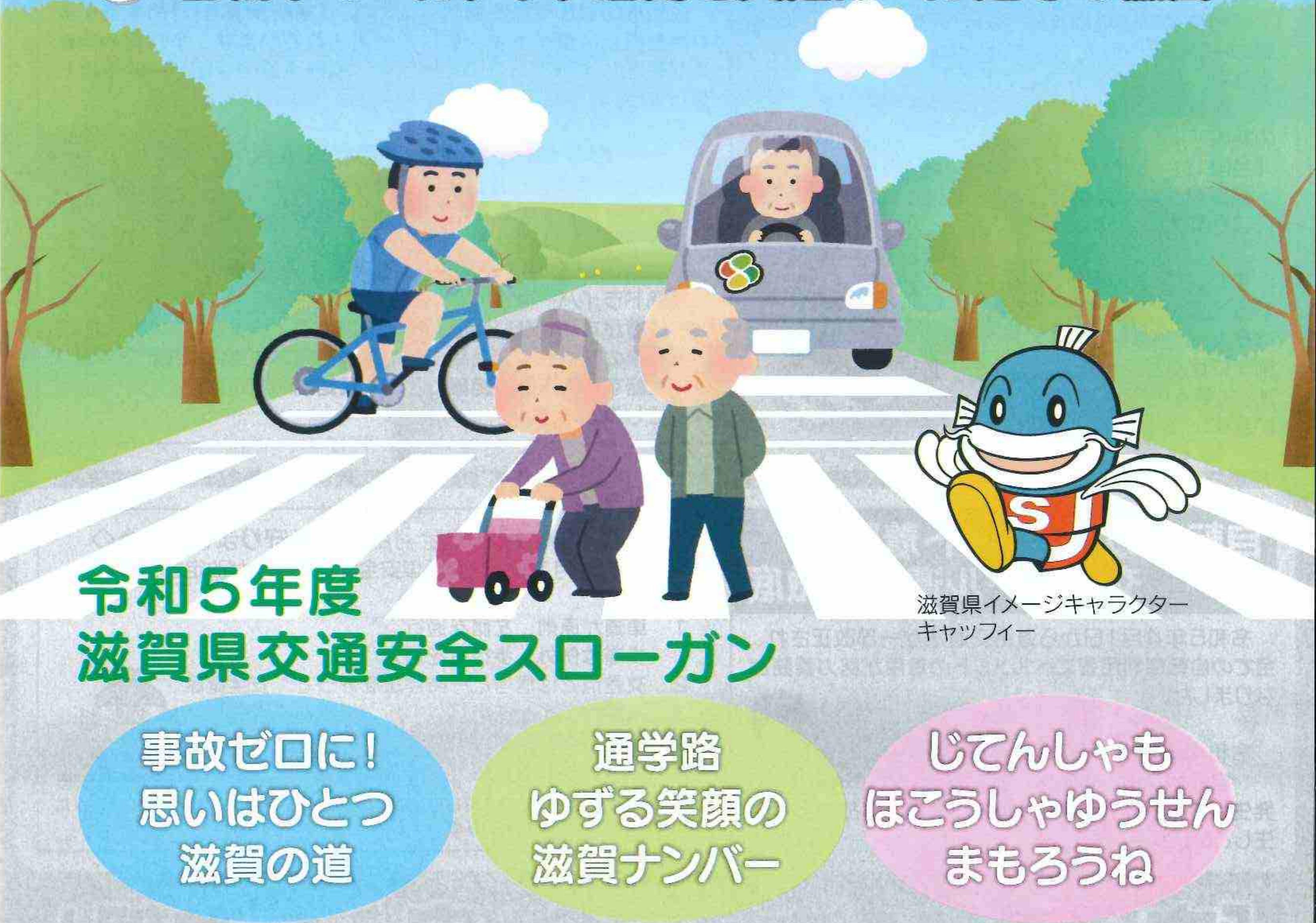


春の全国交通安全運動

令和5年5月11日(木)～5月20日(土)

運動の重点

- ① 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



令和5年度
滋賀県交通安全スローガン

事故ゼロに!
思いはひとつ
滋賀の道

通学路
ゆする笑顔の
滋賀ナンバー

じてんしゃも
ほこうしゃゅうせん
まもうね

滋賀県イメージキャラクター
キャツфиー



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課交通安全対策室

TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全 検索と検索してください。

滋賀県交通安全シンボルマーク

●この印刷物は再生紙を利用しています

滋賀県応援寄附(ふるさと納税)

交通安全の普及啓発や道路整備など、交通安全対策に活用します。交通安全に支援をお願いします。

※詳しくは、右のQRコードから



5月20日(土)は

「交通事故死ゼロを目指す日」です

子どもを始めとする歩行者の安全の確保

令和4年中の歩行者の交通事故死者は13人、負傷者は289人で、前年に比べて死者が3人増加しています。その内、

子ども(中学生以下)

死者0人、負傷者38人

高齢者(65歳以上)

死者10人、負傷者71人

となっています。



横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況について、令和4年にJAFが調査した結果、全国平均39.8%に対して

滋賀県は、33.3%

の結果でした。

【全国1位 長野県 82.9%(令和4年)】

滋賀県では、約7割の車が一時停止していないことがあります。

また、令和4年中の高齢ドライバーの交通事故死者は8人、負傷者は752人で、前年に比べて死者が4人増加、負傷者も66人増加しています。



自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

令和5年4月1日から道路交通法が一部改正され、全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務となりました。

令和4年中の自転車事故515件のうち、

自転車が第1当事者となる交通事故が96件

発生しており、自転車側の過失が大きい事故が多く発生しています。



◆◆思いやり運転で交通事故防止!

歩行者事故の多くは、飛び出しや車両の直前直後の横断によるものです。

子どもや高齢者を始め、歩行者を見たら徐行や一時停止などして、十分注意して運転しましょう。

◆◆歩行者の交通ルールの遵守!

道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用して、左右の安全確認をしましょう。また、信号機のあるところでは、信号に従って横断しましょう。

◆◆横断歩道は歩行者優先!

滋賀県では、「横断歩道利用者ファースト運動」を推進しています。

信号機のない横断歩道の手前には、「横断歩道あり」の道路標識や路面標示(ダイヤマーク)が設置されています。歩行者や自転車が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止しましょう。

◆◆歩行者は横断する意思表示を!

道路を横断するときは、左右の安全確認をして、手を上げるなどして横断する意思表示を運転者に伝えましょう。

◆◆高齢者「三方よし」運動

高齢ドライバーは、

- ・体調がすぐれない時は、運転を控える
- ・天候の悪い日や、夜間・通勤通学時間帯の運転は控える
- ・運転する場所は近距離にして、長距離の運転は控える

ようにしましょう。



◆◆新しい自転車安全利用五則を守りましょう

令和4年11月1日に「自転車安全利用五則」が改定されました。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※自転車で歩道を通行できる場合は、幼児、児童(13歳未満)、70歳以上の者、または身体障害者が運転する場合など

「交通事故のない安全・安心な滋賀」

